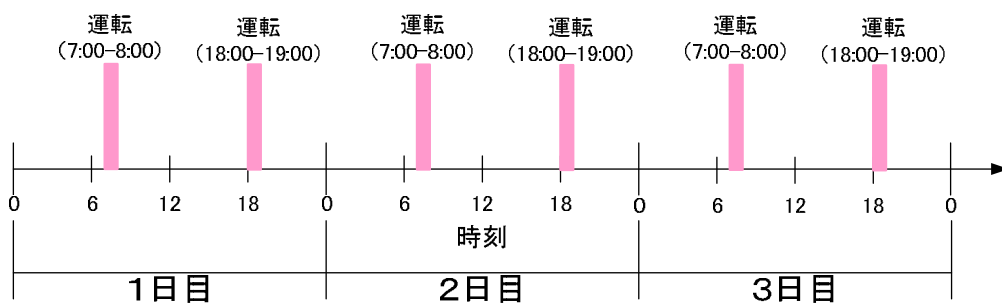


最終更新日 H24.10.24
改修技術 No. 14101104

性能分野	防災性		
大分類	震災後の生活性能維持		
中分類	生活継続可能日数に関する項目		
技術の名称	非常用発電機の間欠運転		
改修技術の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用発電機の燃料を長期間持たせるために、非常用発電機の運転時間を朝夕 1 時間ずつ（1 日 2 時間運転）に限定すると、6 時間分の油タンク容量で発電機を 3 日間運転することが可能になる。</li> <li>・改修工事は発生しないが、発電設備の停止 - 再起動には電気主任技術者が行う必要があり、管理会社等にて電気主任技術者の配置と操作マニュアルの整備を行う必要がある。</li> <li>・非常用発電機が停止時に防災信号が入力した場合には、速やかに再起動する必要がある。</li> <li>・発電機の発停には電気主任技術者が必要であり、管理組合あるいは管理会社で電気主任技術者を選任する必要がある</li> </ul>  <p>図1 非常発電機の間欠運転パターンの例</p>		
共同住宅のタイプごとの技術の適用	技術の種類	調査・診断技術 改修技術（劣化を補修する技術 性能を向上させる技術）	
	共同住宅のタイプごとの適用可能性	S55 年以前供給 中層階段室・壁式（総プロA1）	適用できない
		S55 年以前供給 高層・ラーメン（総プロA2）	使われる可能性がある
		S56～H2 年供給（総プロB）	使われる可能性がある
		H3～12 年供給（総プロC）	使われる可能性がある
		H13 年以降供給（総プロD）	使われる可能性がある
（補足） 発電機があり電気主任者を配置できる場合			

常にセットで利用される技術		
技術が適用される建物の部位		共用部分 ( 躯体・外壁 屋根 建具 設備・配管等 その他共用部 ) 専有部分 ( 設備・配管 その他専有部分 ) [ 設置・運営等で建築基準法以外に注意すべき主な法令がある設備 (発電設備) 注意すべき主な法令 (電気事業法) ]
団地で適用した場合のメリット		住棟まわりの土地が利用できること (仮設以外) ( ) まとまった土地が利用できること (仮設以外) ( ) 住宅の数が多く密度が高い ( ) 特定の設備があること ( )
足場の設置が必要		必要 不要 ( )
工事による居住者への影響	数日以上居住できない住戸が発生	該当 非該当 ( )
	一時的な影響が発生	断水などライフラインが一時的に利用不可 振動 騒音 粉塵 臭気 その他専用部又は専用使用部分に対する制限 ( )
	工事後に続く影響が発生	専有部分又は専用使用部分の使用に対する制限 ( ) 日照・採光等への影響 ( )
当該技術が利用される工事		計画修繕工事 ( 劣化の補修 性能の向上 ) 耐震改修工事 ( 耐震性の向上 他の性能の向上 )
技術的境界		
参考資料	技術情報	
	価格情報	